

令和 5 年度
第 1 回伊丹市都市景観審議会
会議録

都市景観審議会

令和5年度

第1回伊丹市都市景観審議会 会議録

開催日時	令和5年5月10日（水）午後2時00分～午後3時20分
開催場所	伊丹市役所 1階会議室 105 卯の花
議事 及び 議決事項	・デザイン審査小委員会の報告
	議決事項：－

会議出席者

<p>伊丹市都市景観審議会委員</p> <p>副会長 田中 栄治</p> <p>委員 神農 悠聖</p> <p>委員 池田 利男</p> <p>委員 高野 凰</p> <p>会議欠席者</p> <p>会長 三輪 康一</p> <p>委員 角松 生史</p> <p>委員 栗山 尚子</p>	<p>事務局</p> <p>都市活力部長 西本 秀吉</p> <p>都市整備室長 北野 啓二</p> <p>都市計画課長 溝淵 宏祐</p> <p>都市計画課主査 上田 みのり</p> <p>都市計画課主査 栢 敬文</p>
--	--

事務局 (都市計画課長)	<p>皆様、こんにちは。</p> <p>定刻になりましたので、只今より、令和5年度第1回伊丹市都市景観審議会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、ご多忙の中にも関わりませず、当審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、都市計画課長でございます。どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>本日、会長の方が急遽欠席ということで、副会長に進行を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
部長	審議会の開催にあたりまして、都市活力部長より、ご挨拶を申し上げます。

いつも、お世話になります。伊丹市都市活力部長でございます。

令和5年度、第1回伊丹市都市景観審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、公私とも何かとお忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、平素より都市景観行政はじめ、市政各般にわたり、深いご理解と格別のご支援、ご協力を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。

さて、今年のゴールデンウィークは、全国各地の行楽地でコロナ禍前の賑わいが戻ってまいりました。一昨日には、コロナの感染症法上の位置付けも5類へ変更されましたので、本市のイベントを一つご紹介させていただきたいと思っております。

来週の土曜日、20日になりますが、阪急伊丹駅やJR伊丹駅周辺の中心市街地エリアにおきまして、「伊丹まちなかバル」が開催されます。このイベントは、2009年の初開催から14年目となり、清酒発祥の地伊丹を代表する、飲み歩き、食べ歩きを楽しむイベントで、伊丹の市民や事業者によって今や日本最大級のバルイベントに成長しました。今回の参加店舗は78店舗で、当日は「流しのミュージシャン」が店内や会場内を渡り歩いて演奏する「伊丹オトラクな一日」も同時開催されますので、お時間が許すようでしたら、ぜひお越しいただきたく紹介させていただきました。

さて、本日の審議会では、「デザイン審査小委員会」でご審議頂きました、建築物と公共サイン、そしてこの1年で完成しました建築物の報告を予定しております。また、審議会終了後に、この新庁舎を実際に歩きながら、ご紹介させていただくことも予定しておりますので、よろしくお願ひします。

委員の皆様におかれましては、本年度も都市景観行政の推進にご協力賜りますよう、お願ひ申し上げます、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局
(都市計画課長)

ありがとうございました。

次に本日の出欠席について、審議会委員7名中4名がご出席でございます。過半数の委員にご出席いただいておりますので、伊丹市都市景観審議会規則第6条第2項の規定により、審議会は成立しております。

ここで本日は、ご出席いただきました委員の皆様をご紹介させていただきます。

【委員の紹介】

続きまして、事務局職員をご紹介します。

【事務局職員の紹介】

よろしくお願いいたします。

本日は、この新庁舎が昨年11月28日より開庁して初めての審議会となります。新庁舎のご案内を兼ねまして、PR動画をご覧いただきたいと思います。又、この会議室で一旦、閉会の挨拶をさせていただきますが、その後、新庁舎のご案内を実際に歩きながらご紹介したいと思いますので、お時間がある方は、お付き合いいただきたいと思います。

【動画視聴】総合プロモーション編

ありがとうございました。この動画の他にも、ユニバーサルデザイン編、スマート窓口編などございますので、ホームページの方でご覧いただければと思います。

資料の方を机に置いております。事前に郵送させさせて頂いた資料の差し替え分でございます。資料1の委員名簿と資料2の一部を修正しておりますので、差し替えをお願いしたいと思います。

それでは、議事の進行につきましては、副会長にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

副 会 長
(会長代行)

本日は、皆様お忙しいところでお集まりいただきありがとうございます。よろしくお願いいたします。

議事に移る前に、伊丹市都市景観審議会の運営に関する規程第5条第3項に基づき、会議録へご署名いただく方ですが、【署名委員の指名】にお願いしたいと思います。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

会議終了後、事務局で会議録を作成いたしますので、ご確認の上、ご署名をよろしくお願いいたします。

本日の議事であります「デザイン審査小委員会の報告」については事業者及び周辺住民等の個人情報を含み、個人の権利利益を害する可能性があり、伊丹市情報公開条例第7条第1号に該当するため非公開としたいと思います。

すがよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

特に異議がありませんので、そういう形で進めたいと思います。

それでは、議事に入ります。

次第にありますとおり、「デザイン審査小委員会の報告」をデザイン審査小委員会の委員長である私からご説明して参ります。

「令和5年度第1回伊丹市都市景観審議会資料デザイン審査小委員会の報告」という資料2がございます。表紙をご覧ください。

前回の審議会は昨年度5月の開催でありました。それより後の報告が出来ていない建築物の7件と公共サイン関係2件の合計9件について、報告します。

まず、審査を行いました建築物7件の内訳としましては、共同住宅が5件、病院の増築1件、倉庫業を営む倉庫1件、となっております。

また、「伊丹市公共サインガイドライン」に沿って、伊丹市の公共サインに関する形態意匠や色彩計画に対し、助言を行った内容について2件報告します。結果として、審査件数としては全部で9件となっております。

また、デザイン審査小委員会で審査を行ったもので、前回審議会から今までに完成した物件については、老人ホーム2件、共同住宅2件、物品販売店兼自動車修理工場1件、庁舎・保健センター1件、市役所1件、倉庫1件、研究所1件、となっております。

事務局

内容につきましては事務局の方から、要点を1つずつ説明していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、令和4年6月から令和5年3月までのデザイン審査小委員会で審査を行いました建築物7件と公共サイン2件の合計9件について、主な部分をスクリーンで報告させていただきます。

事前にお配りしております資料2とスクリーンをご覧頂きたいと思ます。

まず、始めに建築物7件について説明をさせていただきます。

【1件目】

それでは1件目、令和4年6月に審査を行いました、伊丹1丁目において計画された、地上5階建ての共同住宅でございます。

計画地周辺の建物の立地状況としましては、伊丹郷町地区内で伊丹酒蔵通り都市景観形成道路地区より少し北側に位置しております。

こちらのスライドは、デザイン審査をされた透視図です。5階建ての共同住宅で戸数は29戸、高さは14.96mです。外観については、伊丹市全体の方針として、ベースには酒蔵をイメージした白をお願いしました。今回の計画において、外壁の当初のマンセル値が9.5YR7.5/1.8でした。届出者によれば、色彩・材料については、高明度・低彩度色を基調とし、壁面は周辺の景観に調和するように45二丁磁器質タイル貼としたとのことでありましたが、協議の結果、白のタイルを主とすることで変更します、との対応をいただきました。

こちらが白のタイルに変更していただいたパースです。今回の計画において、メインの外壁タイルの当初のマンセル値が色相は、赤に近くなり、明度を上げて、彩度を下げて頂きました。こちらが、令和5年3月に届出に関する行為が完了した際の写真でございます。デザイン審査の際は、外観はタイル貼りで白くすることに対して検討いただき、ご対応いただきました。エントランス左側のゴミ置場も形状を変更されましたが、建物の外観と整合していただいております。

【2件目】

それでは2件目です。

令和4年6月に審査を行いました、伊丹3丁目において計画された、地上4階建ての共同住宅でございます。

計画地周辺の建物の立地状況としましては、赤で印をしているところでございます。斜線範囲が伊丹郷町地区でありまして、画面上の緑の部分が伊丹酒蔵通り都市景観形成道路地区で画面下のピンクの部分は旧大坂道都市景観形成道路地区であります。

こちらのスライドは、デザイン審査をされた透視図です。4階建ての共同住宅で戸数は19戸、高さは14.12mです。外観については、アクセントとして、いぶし瓦をモチーフにしたサイディングで地域色を取り入れた、とのことでありまして。助言・指導事項としまして、建物を見上げた時の圧迫感を軽減するために、軒天の色の明度を上げるよう検討してください、と申し入れましたが計画変更とは至りませんでした。

こちらのスライドは、こちらが、令和5年3月に届出に関する行為が完了した際の写真でございます。右側の写真が建物の東側の道路から撮影したものでございます。左側は、西側の道路から撮影したものでございます。南側の窓の数が減り、西面のガラス手すりが腰壁になりましたとの変更の届出をいただいております。

【3件目】

それでは3件目です。

令和4年6月に審査を行いました、稲野町2丁目の大手前大学跡地において計画された、地上15階建ての共同住宅でございます。

計画地周辺の建物の立地状況としましては、赤で印をしているところでございます。尼崎市との市境に位置しており、東側には工場があり、南側には公園がありその向こう側に商業施設があります。西側は、比較的低層の住宅地になっています。

こちらのスライドは、デザイン審査をされた透視図です。15階建ての共同住宅で戸数は571戸、高さは44.5mです。

こちらのスライドは、配置図でございます。デザインコンセプトとしましては、従前の敷地にあった大学の継承として、沿道空間、緑豊かな広場、並木桜を計画する等とのことであります。助言・指導事項としては、当該建築物は、大規模であり、周囲の景観に大きな影響を与えるため建物全体の色彩をより明るくしてください、としましたが、事業者側からは、建物全体を構成する吹付色については、既に明るめの色彩を選択しておりますとの回答でした。対応いただける点として、各棟妻の軒裏については、N2.5からN8.0とし、建物の印象が明るくなるよう変更いただきました。

その他、大手前大学の北西部エントランスにあった、ハナミズキのシンボルツリーを復活させるよう検討してください。との申し入れに対し、ハナミズキを共用棟前に配置する事で、大手前大学の記憶を継承する場を作ります。との対応をいただいております。みどり色の印がハナミズキをイメージしたものであります。

【4件目】

それでは4件目です。

令和4年10月に審査を行いました、行基町2丁目の病院の増築でございます。計画地周辺の建物の立地状況としましては、赤で印をしているところでございます。阪急伊丹駅の西側に位置してまして、南北に市を通り抜ける幹線道路沿いでありまして、西側は、比較的低層の住宅地になっています。

こちらのスライドは、デザイン審査をされた透視図です。向かって右側が増築部分となっており4階建て、鉄骨造、高さが15.48mとなっております。

ます。外観としましては、既存部分に合わせるとして、1階は、上階よりやや濃色のタイル貼りで全体に安定感を与える、としています。助言・指導事項としまして、既存の植栽が減るため、屋上緑化から北面へ少しずつでもよいので連続するよう、有孔ブロックの北東角に出来る限り緑を植えることを検討してください、との申し入れに対して、駐車場の出入口の南側部分のガスメーター等の設備用スペースを一部緑地とし、有孔ブロックの北東角に緑のスペースを確保します、と対応をいただいております。

【5件目】

それでは5件目です。

令和5年2月に審査を行いました、伊丹3丁目において計画された、地上9階建ての共同住宅でございます。

計画地周辺の建物の立地状況としましては、赤で印をしているところがございます。斜線範囲が伊丹郷町地区でありまして、画面上の緑の部分が伊丹酒蔵通り都市景観形成道路地区で画面下のピンクの部分は旧大坂道都市景観形成道路地区であります。こちらのスライドは、デザイン審査をされた透視図です。9階建ての共同住宅で戸数は26戸、高さは26.95mです。外観としまして、町家・白壁を意識した街並みなので、白・グレー・ベージュを基調とした色合いにし、色数を減らし、バルコニー手摺は乳白色ガラス、給湯器等の目隠しに木目調の格子を採用したとのことでありました。

こちらのスライドが、協議後に検討していただいたものです。助言・指導事項として、南面2階部分のグレーの吹付タイルを白にし、グレーは南東側の縦ラインのみですっきりと仕上げるよう検討してください、との申し入れに対して、ご対応いただきました。

【6件目】

それでは6件目です。

令和5年2月に審査を行いました、池尻7丁目に位置する共同住宅でございます。

計画地周辺の建物の立地状況としましては、赤で印をしているところがございます。南側が尼崎市との境で、こちらは団地となっております。西側に進めば、天王寺川と武庫川の合流地点となっております。

こちらのスライドは、デザイン審査をされた透視図です。5階建ての共同住宅で戸数は29戸、高さは14.54mです。外観としましては、周辺建物と調和するようにグレーと白を基調とした外観を採用したとのことでありました。白の部分のマンセル値はN8.5で、グレーの部分はN5でありました。こちらのスライドは、デザイン審査をされた後に検討していただいた透視図です。助言・指導事項として、当該物件は、伊丹市の方針と異なり、

濃い色を使用されているため非常に黒っぽい印象を受けるため、白を基調とした建物となるよう検討してください、との申し入れに対して、上層部および北東の角、また、共用廊下の濃い色は出来る限り白を基調としたものに変更し、濃い色はアクセントとして横ライン又は縦ラインで採用するようにし、上層部でも出来る限り採用を少なくなるように配慮し、白を基調とした建物となるようにした、との対応を頂きました。

【7件目】

それでは7件目です。

令和5年3月に審査を行いました、高台4丁目に位置する倉庫でございます。

計画地周辺の建物の立地状況としましては、赤で印をしているところでございます。国道171号線沿いに位置しています計画です。北側に道路を跨げば、主として徒歩圏内に居住する者が利用する公園として緑ヶ丘公園があります。東側の猪名川を超えれば、伊丹空港にも近接している場所でございます。こちらのスライドは、デザイン審査をされた透視図です。

敷地面積は、16,985.73㎡建築面積は8,099.19㎡高さ28.82mの倉庫です。外観としましては、モノトーンベースに、窯業サイディングを採用した、経年劣化をする材料を採用することで風合いを持たせるように計画している、とのことです。助言・指導事項として、伊丹市の景観の方針として、酒蔵のイメージになるよう、上層部を薄い色、濃い色を使用する場合は下層部に用い、かつシンプルなデザインをお願いしています。伊丹市の方針に沿うよう色彩計画の見直しをお願いします、との申し入れをしておりました。

こちらのスライドは、5月になってから提出を受けた立面図です。審査会では、周囲に調和し、空に溶け込むようなイメージになるよう、上層部に濃い色や鮮やかな色ではっきりとしたコントラストを表現することはご遠慮いただいております、そのため、建物上端部の赤いラインについては、存在感が大きいため、上部に使わないようお願いいたします、等の助言・指導事項に対して、上部の赤ラインを見直していただいております。

事務局

以上が、建築物7件のデザイン審査に関する報告でございます。

つづいて、公共サインの審査について、ご説明いたします。

1件目は、令和4年4月に審査いただきました新庁舎の屋外サインについてですが、これについては、後で、実物を見ながらご説明申し上げたいと思いますので、割愛します。

つきましては、2件目にあたります今年3月にご審査いただきました、今

池緑地および昆陽池公園のサイン事業について、説明させていただきます。

本案件は、市役所東側の今池緑地及び国道171号を挟んで北側の昆陽池公園内において、それぞれの説明板を設置する事業です。まず、今池緑地の方から説明致します。少し航空写真が古いのですが、現在は南側半分が埋め立てられ、市民の憩える場所として開放されております。今は埋め立てられ、このような感じになっております。

現地の写真を見て頂きます。設置位置は、2基、転落防止柵の格子部分になります。内容は、水辺生物とチョウ・トンボの説明となっております。ここでちょっと前置きですが、公共サインのデザインを審査いただく大きな目的としまして、もともと市内に設置するサインのデザインの統一化や、景観になじむようなシンプルなものを目指すという意味合いがございます。

ところがこういった、もともと情報量が多くカラフルになることが前提であるサインについては、なかなかその難しさを感じているところでございます。委員の皆様には、大変ありがたいご意見をいただきながら、結果的に、景観からは少し遠のいて、どちらかという、より読みやすいサインにするにはどうすればよいか、というような審査になりがちでございます。その辺の難しさを感じていただきながら、指導事項について、ご説明いたします。

まず、意見がございましたものだけご説明しますが、今池緑地のサインについてです。

一つ目ですが、後で紹介する昆陽池公園のサインも含めまして、全体の共通事項として、例えばこの「ななくさ」や、「きゅうみつ」が難しい漢字なので、子どもが見ることを考慮して、ルビを入れるか、ひらがなやカタカナ表現にしてください。という点について指摘をいただきましたところ、ルビを振ることで対応されました。

次に、タイトル下の説明文章がわかりにくい、上段が長く、下段が短くなっており読みにくいという点には、少し文字を小さくし、スッキリと1行にされました。

次に、このサインは上がチョウの説明、下がトンボの説明になっていますが、わかりにくいので、「誘致したいチョウ」の文言をチョウのイラストの左上に配置し、チョウとトンボの説明の区別が明確になるよう整理して下さい。という意見が出ましたが、「そうしてしまうとイラストのサイズを変更する必要があり、難しいそうで、「誘致したいチョウ」の位置を上を移動することで対応されました。

もう1点は、どうしても柵に設置する都合上、設置位置が低いので、特にトンボの名前の部分が読み易くなるよう配置を検討して下さい。とお願いしましたところ、イラストと文字を逆にされました。

実際に設置された様子です。もう1枚の方もこのように設置されております。桜の頃に撮影しました。

<p>事 務 局</p>	<p>次に昆陽池公園に設置予定の説明看板について、ご説明致します。設置位置は、草が生きる場所と書いて「草生地広場」となっており、小さな小川があり親水空間となっております。このように見えます。既存の看板があり、色あせがある板面を貼り替えるという計画でした。写真では見にくいですが、説明板の後ろに小さな小川があります。こちらについて出されたご意見を説明します。</p> <p>まず1つ目ですが、図案左にある2種類の蛍のイラスト背景を一つにすることを検討して下さい。というご指摘について、確かに、分ける意味はないそうなので、1つにされました。よりサイズを比べられるようになり良くなったと思います。</p> <p>次に、右上のこの図ですが、これを読んでいる方に、今ホタルが時期的にどの状態にあるのかイメージしてもらえるように、ホタルの成長過程を追記することを検討して下さい。と、お願いしましたところ、このようにされました。何月から何月というような書き方になっております。</p> <p>最後に、ピクトグラムは、JIS規格に合わせたデザインに変更してください。という指摘です。</p> <p>サインに使用するピクトグラムは、サインの都合ごとに勝手に作成するのではなく、必ずデザイン審査会で承認を受けてくださいという運用にしておりますので、今回も、JISのデザインに考え方を寄せたデザインで考え直していただきました。</p> <p>「腕章をした職員がホタルの捕獲を行っている時があります。」というものですが、黄色は注意喚起の色ですので、この場合は案内用の黒枠で表現しました。</p> <p>皆様のお手元の資料では職員の腕章が黄色になっていますが、最終的には、実際の色に近い緑色にさせていただきました。</p> <p>あとは、この禁止を表すピクトグラムですが、JIS規格にみられる人間ピクトを用い、よりホタルらしいイラストにし、また、放虫している様子を表現しました。</p> <p>実際に設置された写真です。</p> <p>今池と昆陽池のサインについての説明は以上になります。</p> <p>続きまして、デザイン審査でご報告した後に、届出の行為を完了した建築物をご紹介いたします。</p> <p>【1件目】</p> <p>まず1件目です。令和2年に審査しました。伊丹市の北部で幹線道路沿いに位置しておりまして、中国自動車道を越えれば、荒牧バラ公園や大阪芸術</p>
--------------	--

大学短期大学部があります。令和4年の5月に完成の現地を確認いたしました。助言・指導事項に対応していただき、室外機については、各階の位置を揃え、また、エントランス部分に緑地も確保していただきました。

【2件目】

2件目です。こちら令和2年に審査しました。伊丹市の中心市街地部分で計画された14階建ての共同住宅です。手すりの部分が特徴的に見えます。令和4年の6月に完成の現地を確認いたしました。助言・指導事項を検討していただき、手すりについては、事業者の事情もあったようですが、乳半ガラスに変更されました。また、軒天の色彩、サインについても、白を基調とした外観にさせていただきました。

【3件目】

3件目です。こちらは令和3年に審査しました。伊丹市の北部で天神川小学校の西側に位置しております4階建ての老人ホームです。正面のレンガ調タイルとエントランス周りの外観にアクセントがあるようになっておりました。令和4年の6月に完成の現地を確認いたしました。助言・指導事項については、外壁の要素を統一してもらい、バルコニー等で白を基調とした計画に見直していただきました。

サインについては、切り文字ではなく、板状のものになっておりました。

【4件目】

4件目です。こちらは令和3年に審査しました。伊丹市役所の前面道路の国道171号線沿いの市役所より西側に位置しております2階建ての物品販売店兼自動車修理工場です。道路の向かい側には、住友電機工業があります。その北側には、昆陽池公園があります。令和4年の6月に完成の現地を確認いたしました。助言・指導事項としましては、1階左側の壁及び1階と2階の間の部分の押出成形セメント板について、伊丹市の方針として、酒蔵のイメージで、濃い色を使用する際は、いぶし瓦のグレー程度の色彩で皆様をお願いしておりますので、明度を上げるようにして下さい。と申し入れましたが計画変更とは至りませんでした。

【5件目】

5件目です。こちらは令和2年に審査しました。伊丹市役所の東側に計画され、また、市役所より一歩早く完成しました保健センターです。既存の今池緑地は、一部埋め立てられ、周辺は、緑豊かに計画された歩道となっております。令和2年の5月に完成の現地を確認いたしました。画面の正面が保健センターでありまして、奥に見えるのが今池緑地です。協議事項としまし

ては、外壁に使用される仕上げ材料は、新市庁舎とあわせ、屋根・外壁ともに明度を抑えた色彩としてください、等としていましたが、複層仕上げ塗材、フッ素ガルバリウム的色彩も新庁舎のメイン外壁と同じN8.5で仕上げていただきました。

【6件目】

6件目です。こちらは令和3年に審査しました。東側に猪名川、西側に準住居地域、それを跨いで空港、その間にあります大規模な倉庫であります。令和4年の11月に完成の現地を確認いたしました。敷地西側の猪名川より遠目に見える状況はこのような感じです。助言・指導事項としては、明度の低い色は低層部に配色するようにして下さい、との申し入れに対して、中高層部、低層部をそれぞれ基準値内の色彩で上下の色分けに変更していただきました。

【7件目】

7件目です。こちらは令和3年に審査しました。建築物であります。令和4年の11月に完成の現地を確認いたしました。敷地は、二つの幹線道路の間に位置しています。また、北側には鴻池地区があります。令和4年の11月に完成の現地を確認いたしました。敷地内の空き地から撮影しています。

【8件目】

8件目です。こちらは令和3年に審査しました。郷町地区内の東側で、北には伊丹酒蔵通り都市景観形成道路地区、南には旧大坂道都市景観形成道路があります。令和5年の3月に完成の現地を確認いたしました。前面の道路が4mの比較的に細い道路でありましたので少し圧迫感がありました。外観につきましてはグレーの色相を基調としており、より明度を高くしていただきたいという助言・指導事項に沿い、グレーの吹付タイルN7をN7.5に変更していただきました。

【9件目】

それでは、最後の完成報告です。9件目です。こちらは平成30年に審査しました。地下1階 地上6階 高さ27.65mの庁舎であります。敷地内の工事は、まだ完成しておりませんが、建築物が完成し、運用が開始されましたので、それに合わせて、現地確認を行いました。当初計画は、建物については、低層部から高層部まで同じ調子で木調になっていましたが、伊丹市の景観方針に合わせ、高層部は白くしていただくよう協議を行いました。令和5年の5月に完成の現地を確認いたしました。外壁のマンセル値N8.5、木調フィン7.5YR6/4で基準値に合致していることを確認しました。

	<p>シンボルツリーのクスノキのベンチについても協議通り木目調のものを設置されました。外構については、令和6年に完成予定となっていますので、また、現地確認させていただこうと思います。</p>
<p>副会長 (会長代行)</p>	<p>報告は以上でございます。</p> <p>はい、どうもありがとうございました。</p> <p>この1年の傾向ですが、伊丹市は、一時期、阪急とJRの間に大規模な集合住宅が続けて建設された時期があり、以降、大規模な集合住宅は建設されなかったのですが、大手前大学跡地が、まとまった土地であったことから非常に大規模な集合住宅の計画が出てきました。</p> <p>また、企業が持っている倉庫ではなく、物流で使う大規模な倉庫が集合住宅に隣接する形で出てきております。今後も出てくることが予想されます。</p> <p>その中で、景観的なことを考えますと、色彩には流行がありまして、阪急とJRの間に大規模な集合住宅が続けて建設された時期では、酒蔵をイメージして、上層部は、白を基調として、デザインをまとめられていましたが、特に高層のものに多いのですが、濃い色を使うことが流行っているようで、あるいは、見る角度によっては白が目立たないようなデザインのもので出てきたのが、ここ1年の特徴でした。基準はクリアした上で、できるだけ伊丹の景観方針に近づけていただくという委員会からの意見に、対応される事業者もありますが、対応されない事業者もあります。より伊丹らしい景観を作るという意味では、事業者さんの対応が大事だと考えています。</p> <p>以上がデザイン小委員会からの報告になります。ただ今の報告につきまして、ご質問、ご意見がありましたらよろしくお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>景観の問題ではないかもしれませんが、13ページの免震構造の看板ですが、72cm動くとのことで、この内容を市民から見ると恐怖心を感じるような絵になっているのではないのでしょうか。地震の際に荷重を軽減するために左右に動くということなのでしょうけれど、免震構造の特徴として、普通の建物よりも揺れが大きくなるということですね、揺れることによって崩壊を防ぐ、また、揺れるけれども慌てないで避難してください、というような内容がいいのではないのでしょうか。また、揺れた際に人が挟まれないよう、人が寄り付かないような内容表現でいいのではないのでしょうか？この表現では、恐怖心を与えるだけではないのでしょうか？</p>
<p>副会長</p>	<p>ゆっくりと動くというような説明は、注意事項として表示されています。</p>

(会長代行)	
委員	構造的に挟まれるというような意味になっています。庁舎管理の方で議論して欲しいです。
事務局 (都市計画課長)	地震に対する構造について、免震構造を選んだということではありますが、揺れてしまうことに対する、市民への注意の促しではないでしょうか。
委員	市民は、揺れが大きくなるのが心配なのではないでしょうか。慌てて逃げる時にけがをしてしまうので、安心して逃げられるような内容にした方が良いのではないのでしょうか。
事務局 (都市計画課長)	建物の特徴を説明するために看板を掲げています。その他、ホームページでも安全で安心できるものであることはPRしています。
委員	もうひとつ、24ページで、前面道路が4mとあります。6階建てですが建築基準法は問題ないのでしょうか。
事務局	建築確認済証を受けているので、問題はないはずです。
副会長 (会長代行)	道路より後退しているので緩和を受けているのではないのでしょうか。
委員	10ページの倉庫ですが、法面の下を綺麗にされました。透視図の左側の道の名前をご存じですか、幽霊坂といいます。昔は、樹木がうっそうとしていましたが、綺麗で明るくなった道です。倉庫になって、その坂がまた、幽霊坂になってしまうのではと心配です。
事務局 (都市計画課長)	開発の区域に法面が入っておらず、前のままの管理になると思います。道は伊丹市の土地になっていると思います。一部狭いところについては、開発に合わせて協議される予定です。 法面の緑地は、従前に工場緑化の関係で緑地にさせていただきました。緑地の管理について、今後どうなるか不明です。
委員	もう一点、15ページの今池緑地の看板が柵に取付けられているため、設置の位置が低い。子ども達でも低いのではないか。 ルビを振っているのはありがたいと思います。

副 会 長 (会長代行)	小委員会でも同じ指摘をして、調整していただきました。
事 務 局 (都市計画課長)	当初から計画していれば、独立したサインなども検討できたと思われませんが、後付けとなり柵への設置になったようです。
副 会 長 (会長代行)	それでは以上で、本日予定していました全ての案件は終わりましたので、議事を終了します。皆様どうもご意見を頂戴しまして、ありがとうございます。最後に、事務局より何かありますでしょうか。
事 務 局	<p>令和5年に入りまして、住所、氏名、マイナンバーの番号を変更された方は、お早めに事務局にお知らせください。</p> <p>閉会の後に庁舎をご案内いたします。ご参加いただける方はよろしく願いいたします。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p>

署名人

伊丹市都市景観審議会

委 員 _____

委 員 _____